

大和市公告第28号

次のとおり公共下水道供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。なお、その関係図面は、令和2年3月23日から同月30日まで本市都市施設部下水道経営課において一般の縦覧に供する（日曜日及び土曜日を除く。）。

令和2年3月23日

公共下水道管理者

大和市長 大 木 哲

- 1 供用及び下水の処理を開始する年月日
令和2年3月31日
- 2 供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 大和市下鶴間山谷南土地区画整理事業区域
大和市下鶴間字乙三号の一部
 - (2) 大和市渋谷（南部）土地区画整理事業区域
大和市渋谷四丁目から八丁目の各一部
 - (3) 大和市下福田土地区画整理事業区域
大和市福田字甲四ノ区及び甲五ノ区の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別紙下水道供用開始区域図のとおり。
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式（汚水）
- 5 処理を行う終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 大和市下鶴間2698番地
名称 大和市北部浄化センター
 - (2) 位置 大和市深見3811番地
名称 大和市中部浄化センター